

## 横浜市市民協働推進センター運営要領

制 定 令和2年3月31日市市活第2259号(市民局長決裁)  
最近改正 令和6年10月4日市市協第506号(市民局長決裁)

### (目的)

第1条 この要領は、横浜市市民協働推進センター事業要綱(令和2年3月31日市市活第2259号。以下「要綱」という。)第3条第3項の規定に基づき、横浜市市民協働推進センター(以下「協働センター」という。)の運営に関して必要な事項を定める。

### (臨時休業日等の設定)

第2条 市民局長は、要綱第6条第2項及び第7条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事象が生じた場合は、臨時休業日の設定や開業時間を変更することができる。

- (1)施設等の清掃、点検及び改修工事等により協働センターを利用することができない場合
- (2)非常災害等が生じ、又は生じる可能性が非常に高い場合
- (3)施設の利用予約がないなど、施設の利用の可能性が非常に低い場合
- (4)その他前各号に準じたやむを得ない事象が発生した場合

2 前項各号に該当するときは、運営事業団体は事前に市民局と協議を行い、開業時間の変更について了承を得るものとする。

### (スペースの利用)

第3条 協働ラボは、要綱第8条に定める団体登録を行った団体(以下、団体という。)が利用することができる。

2 イベントとして利用する場合には、「公益的行事」に限り、利用できる。

3 前項の「公益的行事」とは、学術、文化、芸術、芸能又はスポーツに関する行事その他これらに類する行事で、公共性のあるもの及び横浜市の施策・事業と整合性のある行事をいう。

4 次項による占用利用がない場合かつ市が指定した時間帯については、団体はスペースA・Bの一部を打ち合わせスペースとして利用することができる。

5 スペースAもしくはBまたはその両方は、次の各号に掲げる要件を満たした場合、占用利用することができる。

(1)団体が市民協働を推進する事業を行い、かつ、市との共催または市が後援する場合

(2)国、他の地方公共団体が市民協働を推進する事業を行い、かつ、市との共催または市の後援する場合

(3)市が市民協働を推進する事業を主催する場合

### (スペースA・Bの利用申請)

第4条 スペースA・Bの利用にあたっては、利用申請をしなければならない。

1 利用申請の受付は協働センターで行う。

2 占用利用の申請にあたっては、以下の各号に掲げる書類を、団体または所管課より利用を希望する日

の1か月前までに提出するものとする。また、利用当日は協働の相手方である横浜市所管課が参画しなければならない。

- (1) 占用利用申請書(様式1)
- (2) 横浜市との協働事業であることを証する書類

3 占用利用時間の区分は以下の表のとおりとし、その時間には準備及び片付けの時間を含むものとする。

利用時間の区分
① 9:00～12:30
② 13:00～17:00
③ 17:30～20:00

- 4 利用申請後の変更及び取消しについては、占用利用変更・取消申請書(様式2)をもって行う。
- 5 スペース A・B とアトリウムを一体的に利用する場合は、手続き等も含めて全てアトリウムの規定に準ずることとする。

(スペースA・Bの備品貸出)

第5条 スペース A・B の占用利用にあたって、団体は備品貸出し申込票(様式3)に記載のある協働センターが所有する備品の貸出を無償で受けることができる。

2 備品の貸出を受けようとする団体は、利用日の2週間前までに備品貸出し申込票(様式3)を提出しなければならない。

(協働ラボの利用申請)

第6条 協働ラボの利用にあたっては、利用申請をしなければならない。利用申請及び変更・取消の受付、備品の貸出は運営事業団体が定める方法により協働センターで行う。

(禁止事項)

第7条 要綱第9条3号及び4号に定める行為は、次のとおりとする。

(1) 市庁舎の公共性・公益性・中立性に反する行為

- ア 当該利用が市庁舎の使用として社会通念上不適当な場合
- イ 特定の個人、団体、企業の活動を行政の中立性を阻害して不当に支援することとなる場合
- ウ 暴力団の活用を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる場合
- エ アからウまでに定める場合のほか、使用させることにより市庁舎の公共性、公益性、中立性に反するおそれがある場合

(2) 協働センター事業の目的と直接的に関係のない行為

- ア 学習スペース、読書スペース、個人作業などを行うスペースとしての利用
- イ 休憩場所としての利用
- ウ 待ち合わせ場所としての利用
- エ 寄付金の募集や署名活動を目的とした利用
- オ スペースA・Bにおいて、占用利用申請を伴わない3時間を超える長時間にわたる利用
- カ スペースA・Bにおいて、占用利用申請を伴わない私塾や文化教室の開催場所としての利用

用

キアからカまでに定める場合のほか、協働センター事業の目的と直接的に関係がない利用と認められる場合

(措置)

第8条 市民局は、前条の各号に該当する者またはそのおそれが明らかである者に対し、行為の禁止や協働センターの利用停止及び退去を命ずることができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民局長が別に定める。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年3月10日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年3月15日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年10月4日から施行する。